



<https://gujo.ne.jp/shoko/> Email: [gujo@ml.gifushoko.or.jp](mailto:gujo@ml.gifushoko.or.jp) Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

## 労働保険の年度更新についてお知らせ

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを『保険年度』といいます。）の1年を単位として計算することになっています。その額は、すべての労働者の「賃金総額」にその事業に定められた「保険料率」を乗じて算出されます。

具体的には、まず、保険年度の当初に概算保険料を決めて納付（徴収法第15条）しておき、保険年度の末に賃金総額が確定したところで精算（徴収法第19条）するという方法をとっています。

したがって、事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きとを同時にすることになります。これが「年度更新」手続です。

この年度更新の手続は、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

なお、労働保険事務組合（商工会）に事務委託をしている事業主の方は、3月末頃に年度更新の書類を郵送いたします。提出期日は **4月19日(金)** です。遅れないようにご提出をお願いいたします。

※ご不明な点は、当事務組合（郡上市商工会 ☎66-2311）へお問い合わせください。

## 確定申告はお早めに！！

確定申告の期限が迫ってきました。商工会の確定申告相談は **3/11 まで** となっております。まだ、**予約をしていない方は早急に予約をお取りください**。期限間近になりますと、大変混雑してご希望の時間の対応ができない状況となっております。

また、1年分を一度に集計してご持参されると経費や控除の漏れの間違いが多くなり時間もかかります

特に、昨年まで**免税事業者の方で本年中にインボイス発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要**ですのでご注意ください。



## 若手社員即戦力化プログラム開催のお知らせ

令和6年4月に入社5年以下の社員を対象とした若手社員即戦力化プログラムの開催を予定しております。全8回で基本的なマナーから仕事を進める際の考え方やプレゼンを通じて伝え方などを習得するプログラムとなっております。

申込締切は3月15日迄です。（詳しくは別添チラシをご覧ください）

## 女性部『部員交流会』を開催しました

2月5日に産業プラザ4階にて『意見交換会』及び『フェイシャルケア』セミナーを開催しました。



第1部は今後の女性部について、部員を増やすためにはどのような事業をしたいか、女性部に対して思う事等を意見交換し、女性部主張発表大会の全国大会の様子DVDを鑑賞しました。

第2部は、化粧品メーカーのセラピストを講師に、接客は見た目が大事、いつまでも若々しくをモットーに 総勢21名の女性部員が参加しました。日々のメイクの落とし方やマッサージの重要性を理解し、やり方を習得しました。

## Web セミナーのお知らせ 視聴料は無料

会員限定！視聴料無料！365日・24時間、いつでも・どこでも受講可能！  
パソコン・スマートフォン・タブレットいずれも利用可能！  
経営者～新入社員まで階層別・職種別に用意された多彩な700本以上のセミナーが見放題！経営に役立つ旬な話題からビジネス・パソコンスキルアップ、マネー作法までを網羅！

キーワードやカテゴリーごとにお好みのセミナーを検索することが可能です。

検索例：「法律」「労務」「税務・財務・経理」「研修・人材育成」「パソコン研修」「接客」など

対象：商工会会員事業所の方（※代表者から従業員までどなたでもご利用いただけます）ログインに必要なID・パスワードは（2192）



Web セミナー

## 節税対策に活用しませんか？

安心 安全 得

国がつくった **小規模企業共済** 制度の特徴

**1 経営者のための退職金制度**

個人事業主（共同経営者を含む）や小規模企業の会社経営者及び役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

**2 掛金は全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

**3 受取時も税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



お電話によるお問い合わせ（共済相談室）

**050-5541-7171**

（平日）午前9時～午後5時

独立行政法人  
**中小企業基盤整備機構 中部本部**

〒460-0003 名古屋市中区錦2-13 名古屋センタービル4階

TEL：052-202-0435 小規模共済





## 全国商工会会員福祉共済のご案内

- ・掛金は年齢・性別・職種に関係なく一律（加入タイプを選択）
- ・国内外・24時間フルカバー！
- ・6歳～80歳（継続は85歳）まで加入可能

詳細・申し込みは商工会へ

### 「けが」の補償

<p>●お子様(6歳)から高齢者まで補償! (継続加入で85歳まで)</p> 	<p>●台風や水害によるけがも補償!</p> 	<p>●通院補償も充実! ギプス(装具等は除く)装着も補償*</p> 
<p>●ご職業による掛金差はありません</p> 	<p>●熱中症も補償!*</p> <p>*「熱中症」の補償は傷害プラン2,000円～4,000円コースのみ付帯</p> 	<p>●日常生活における賠償事故も補償*</p> <p>*「個人賠償」の補償は傷害プラン2,000円～4,000円コースのみ付帯</p> 
<p>●地震・噴火・津波によるけがも補償!</p> 	<p>●長期の入院でも安心! 最長1,000日まで補償!</p> 	<p>●月々2,000円から大きな補償! 死亡共済金は1,000万円* 入院共済金は8,000円/日* など</p> <p>*交通事故の場合</p> 